

川崎市地域課題対応事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする地域課題対応事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効果及び効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域の身近な課題の解決のための事業
- (2) 地域の特性を活かした区づくり事業
- (3) 区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業
- (4) 便利で快適な区役所づくりのための事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 前項の事業について、区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業及び区役所が主体となり、局と連携して、地域の課題を解決する事業を実施するとともに、年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切かつ迅速に対応する事業を「区の新たな課題即応事業」として実施することとする。

4 事業実施に当たっては、次のいずれにも留意しなければならない。

- (1) 対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。
- (2) 後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。
- (3) 予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

(実施方法)

第3条 区長は、実施に当たって、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

(事業の広報等)

第4条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。